

国立大学法人大分大学における令和2年4月1日付け事務組織の改組に伴う関係内規の整備に関する内規

令和2年4月1日制定

令和2年内規第3号

(国立大学法人大分大学金庫管守取扱内規の一部改正)

第1条 国立大学法人大分大学金庫管守取扱内規(平成21年内規第2号)別表中「国際交流課」を「学生・留学生支援課」とし、「学生支援課」を「学生・留学生支援課」とし、「学生支援グループ主査」を「学生支援係長」とする。

(国立大学法人大分大学における自家用車の業務使用に関する取扱内規の一部改正)

第2条 国立大学法人大分大学における自家用車の業務使用に関する取扱内規(平成22年内規第2号)第2条第3号の規定中「事務局各部(学部事務部を含む。)及び監査室の長」を「監査室及び事務局各部(学部事務部を含む。)の長」とする。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。